

新 旧 対 照 表
新 旧

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 個体の取扱いに関する規制（第 6 条—第 10 条）
- 第 3 章 生息地等の保護に関する規制（第 11 条—第 26 条）
- 第 4 章 保護管理事業（第 27 条—第 29 条）
- 第 5 章 推進体制（第 30 条—第 32 条）
- 第 6 章 雑則（第 33 条—第 39 条）

付則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則（抜粋）

本則

- 第 3 章 生息地等の保護に関する規制（第 11 条—第 26 条）
（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）
- 第 18 条 条例第 18 条第 10 項第 2 号の規則で定める特別保護地区内における許可を要しない行為は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）～（9） 略
 - （10） 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為。
 - ア、イ 略
 - ウ 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 21 条第 1 項の保護水面の管理計画に基づいてする行為（条例第 18 条第 5 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為を除く。）
 - エ～タ 略
- （11） 略

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 個体の取扱いに関する規制（第 6 条—第 10 条）
- 第 3 章 生息地等の保護に関する規制（第 11 条—第 26 条）
- 第 4 章 保護管理事業（第 27 条—第 29 条）
- 第 5 章 推進体制（第 30 条—第 32 条）
- 第 6 章 雑則（第 33 条—第 39 条）

付則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則（抜粋）

本則

- 第 3 章 生息地等の保護に関する規制（第 11 条—第 26 条）
（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）
- 第 18 条 条例第 18 条第 10 項第 2 号の規則で定める特別保護地区内における許可を要しない行為は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）～（9） 略
 - （10） 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為。
 - ア、イ 略
 - ウ 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 17 条第 1 項の保護水面の管理計画に基づいてする行為（条例第 18 条第 5 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為を除く。）
 - エ～タ 略
- （11） 略

第19～23条 略

(保護緩衝地区における届出を要しない行為)

第24条 条例第20条第6項第2号の規則で定める保護緩衝地区における届出を要しない行為は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～ウ 略

エ 水産資源保護法第21条第1項の保護水面の管理計画に基づいてする行為

オ～タ 略

(11) 略

第19～23条 略

(保護緩衝地区における届出を要しない行為)

第24条 条例第20条第6項第2号の規則で定める保護緩衝地区における届出を要しない行為は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～ウ 略

エ 水産資源保護法第17条第1項の保護水面の管理計画に基づいてする行為

オ～タ 略

(11) 略